

港長公示 第1号

港則法第39条第1項の規定により、小名浜港において、次のとおり航泊を禁止するので、同法第39条第2項の規定により、公示する。

令和5年7月25日

小名浜港長
(公印省略)

「第19回おなはま海遊祭」開催に伴う航泊禁止について

小名浜港において、おなはま海遊祭が開催されるため、下記により船舶の航泊を禁止(当該行事関係船舶及び港長が許可した船舶を除く)する。

なお、雨天等により当該行事が中止となった場合には、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

令和5年7月29日(土) 午前9時から午後4時まで

令和5年7月30日(日) 午前9時から午後4時まで

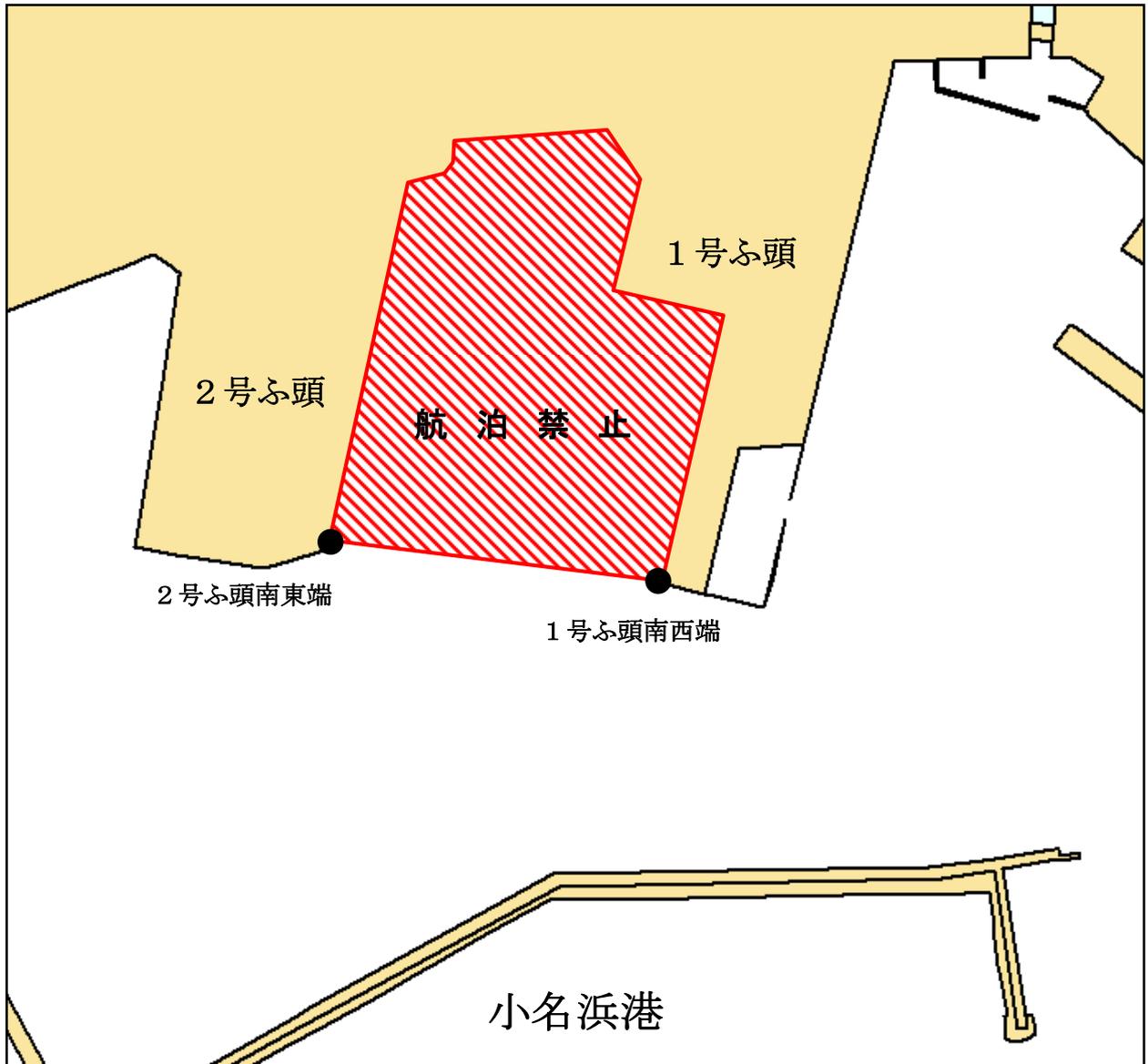
2 区域(略図参照)

小名浜港1号ふ頭南西端と同2号ふ頭南東端を結んだ線及び陸岸線により囲まれた海域

3 その他

当該行事開催中は、小名浜港1号ふ頭南西端と同2号ふ頭南東端を結んだ線上付近に、警戒船が配置される。

略 図



航泊禁止の期間：令和5年7月29日（土） 午前9時から午後4時まで

令和5年7月30日（日） 午前9時から午後4時まで

航泊禁止の区域：